

設 立 趣 意 書

近年、配偶者やパートナーからの暴力（DV）に関する相談件数は全国で年間約 11 万件を超えており（内閣府「男女間における暴力に関する調査」等）、その影響は被害者本人だけでなく子どもたちの生活や成長にも深刻な影響を及ぼしています。また、厚生労働省の調査によれば、日本の子どもの約 7 人に 1 人が相対的貧困状態にあり、十分な食事や安心できる居場所を得られない子どもが存在することも明らかになっています。

こうした社会的課題を踏まえ、私たちは DV 被害者を一時的に保護し生活支援を行う「シェルター事業」と、地域の子どもたちに温かい食事と安心できる居場所を提供する「子ども食堂事業」を柱とする活動を展開し、地域における福祉の向上と安心して暮らせる社会づくりに寄与することを目的として、特定非営利活動法人を設立いたします。

行政の制度や既存の支援機関だけでは十分に対応できない事例が多く、民間による柔軟かつ地域密着型の支援が求められています。特に、DV 被害者に対しては「今すぐに避難したい」といった緊急性の高い支援が必要であり、また子ども食堂は単に食事を提供する場にとどまらず、学習支援や交流を通じて孤立を防ぎ、地域全体で子どもを育む仕組みを作る重要な役割を果たします。

私たちは任意団体として活動を開始しましたが、任意団体のままでは活動の信頼性や継続性に限界があります。特定非営利活動法人として法人格を取得することにより、行政機関や地域団体、企業などとの協働が可能となり、助成金や寄付金を安定的に受け入れることができやすくなると思います。これにより活動基盤が強化され、より多くの人々に開かれた支援を提供できるようになり、結果として法人化は本活動の公益性を一層高めるものとなります。

法人名「陽だまり」には、困難な状況にある人々にとって心安らぐ温かな場所となりたい、という願いが込められています。私たちは、すべての人が尊厳をもって安心して生活できる社会の実現に貢献することを使命といたします。

2025年9月25日

法人の名称 特定非営利活動法人 陽だまり

設立代表者 大山 一也